

生活困窮者に対する自立相談支援のあり方及び 被保護者に対する自立支援のあり方について

生活困窮者自立相談支援事業の機能強化・関係機関との連携について

【現状と課題】

- 制度施行以来、自立相談支援機関の新規相談受付件数は毎年増加してきたが、特に令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により急激に増加し、個人事業主やフリーランス、外国人、若年層等の新たな相談者層が顕在化。
- 生活困窮者自立支援法に基づく「支援会議」を設置済み・設置予定ありの自治体は約4割と低調。支援会議の効果については、関係機関間の情報共有や役割分担の促進が多く挙げられており、庁内他部署や支援団体との連携体制を構築し、包括的な支援の実施や地域課題の共有につなげている事例も見られている。一方で、支援会議を設置しない理由については、「必要性を感じない」「人員不足」等が挙げられている。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による相談者層の変化に対応するため、行政機関内では、障害者福祉、ひとり親、地域包括支援センター、税・保険部局、市町村営住宅、雇用・産業など幅広い分野と、行政機関以外の機関では、社会福祉協議会に加え、法テラス・弁護士等、フードバンク活動団体などとの新たな連携の強化が見られた。また、社会福祉法人における食事の提供支援等を行う「地域における公益的な取組」との連携事例も見られた。
- また、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を活用し、オンライン相談などのICTを活用した支援や、プラットフォームの設置による民間の支援団体との連携体制の構築などの実践事例も見られている。

【考え方】

- コロナ禍で顕在化した新たな相談者層への対応も含め、相談者の抱える課題がより一層複雑化・複合化している実態を踏まえ、早期に関係機関間で情報共有を行い、アウトリーチを含む支援につなげることが重要。そのため、アウトリーチすべき対象者の把握や、関係機関間の連携を進めるための体制強化が必要。
- さらに、多様な支援ニーズに対応するためには、地域包括支援センター、地域若者サポートステーション等の行政機関内だけでなく、金融機関等民間の関係機関との連携の推進が必要。また、地域のボランティアによる見守り活動、フードバンクや社会福祉法人などのインフォーマルサービスも含め、社会資源を広く活用できるようにするためには、行政や民間団体を含めた関係機関との連携を深めながら社会資源を開拓し、地域全体として生活困窮者を包括的に支援することが必要。
- また、若年層など多様な層に制度の存在を知ってもらうとともに、相談に効果的に対応できるよう、SNSを活用した情報発信やICTを活用した相談支援体制の構築を進めることが必要。

【論点】

- 支援会議の設置を促進するため、例えば設置を必須化、少なくとも努力義務化することについてどう考えるか。
- フードバンク、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」、社会福祉協議会等において行われている現物給付の取組など民間団体による支援との連携強化やプラットフォームの設置等、多様な社会資源を開拓するための方策を講じてはどうか。
- 多様な層を支援につなげるための周知・広報に更に取り組むべきではないか。また、オンラインツールやSNSを活用した相談支援に関し、個人情報への取扱いにも留意しつつ、利用促進を図るための方策を講じてはどうか。

生活困窮者自立相談支援機関の支援体制の確保について

【現状と課題】

- 平成30年改正法により、生活困窮者に対する自立の支援を行うための適切な人員配置が自治体の努力義務とされた。
- こうした中、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年度には新規相談受付件数が急増し、支援員の負担が過大となったことなどを背景に、各種支援員の総数は増加したものの、人口規模別にみると、人口10万人以上の自治体の支援員数が全体平均よりも低くなっている。また、各種支援員の専任の割合は約4割～5割にとどまっている。
- 平成30年の制度見直しにおいて、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」を改正し、委託の選定にあたっては、質を踏まえた選定を行うことを留意点として示した。
- 委託先の調達方法については、企画提案を考慮して調達している自治体の割合は約3割で、そのほとんどが「事業内容に関する実績・能力」を選定基準としている。次いで「理念・基本方針、事業計画の策定」が多く、「人材の確保・育成」等の職員の質に係る項目を基準としている場合もある。企画提案を考慮して委託している自治体の相談支援状況をみると、新規相談件数及びプラン作成件数のいずれも、企画提案を考慮していない自治体より平均件数が多い。

【考え方】

- 自立相談支援事業の支援員は、従来兼務が多いことに加え、コロナ禍で業務負担が過重となっており、相談窓口としての機能の弱体化が危惧されている。法の理念に基づく支援を実現するためには、制度の中核を担う自立相談支援機関に支援員を適切に配置することは不可欠であり、相談件数、世帯数、人口規模等を適切に踏まえた配置のあり方の検討等を行い、地域特性に応じた体制を強化することが必要。
- 自立相談支援事業をはじめ、法に基づく事業の委託先の選定にあたっては、多様な主体が委託を受けて制度を運用することが地域の社会資源に広がりをもたらし、地域を育てていくことにつながるという認識に立ち、支援実績や支援の質、地域とのつながりなどを総合的に判断することが必要。

【論点】

- 法の理念に基づく支援を実現するためには、支援実績や支援の質等を考慮した適切な人員体制の確保が重要であり、そのような人員体制を確保するための仕組みを構築する方策が必要ではないか。
- 事業の委託先選定について、良質かつ多様な委託先を確保するため、例えばガイドラインを示すなど更なる方策が必要ではないか。

【現状と課題】

- 福祉事務所のケースワーカーは、関係機関との連携を図りつつ、各種調査や保護の決定実施に加え、被保護者への相談・助言や、指導・指示等を通じ、必要な各種支援やサービスが利用できるよう総合調整（コーディネート）する役割を担っている。
- 現状、生活保護受給世帯が抱える課題は多岐にわたり、また複数の課題を抱える場合も多いが、他法他施策や関係機関との連携に当たり、必ずしも十分な協力が得られていないという課題を感じているケースワーカーも多い。このため、多様で複雑な課題を抱える被保護者に関するすべて（家族的機能や個別課題解決のための専門的な相談支援）をケースワーカーが抱え込まざるを得ず、結果として、被保護者及びケースワーカーの双方が個別の専門的な支援の枠組みから取り残されてしまうおそれがある。
- また、関係機関からは、被保護者に対してケースワーカーのみが指導をすることを求められることが少なくないが、こうしたことが、ケースワーカーと被保護者が援助関係を構築する際の妨げとなっていることも指摘されている。

【考え方】

- 多様で複雑な課題を抱える被保護者に対して個別の専門的な支援を行うためには、福祉事務所やケースワーカーが、関係機関と連携しながら支援に取り組むことが不可欠である。
- こうした連携を今後改善・強化していくためには、福祉事務所と関係機関との役割を確認し、情報共有を適切に行った上で、計画的に支援に取り組んでいくことが重要であり、こうした取組を制度上も後押しする必要がある。

【論点】

- 多様で複雑な課題を抱える被保護者に対し、関係機関同士で連携しながら援助を行えるようにするため、その役割分担を明確化した上で、被保護者の援助に関する計画を作成することについてどう考えるか。
- また、計画の作成をはじめ、関係機関との間で支援の調整や情報共有を充分に行うため、生活困窮者自立支援法や社会福祉法に基づく支援会議の例を参考に、会議体を設置できるようにすることについてどう考えるか。
- 計画の作成や会議での情報共有の対象となる被保護者に関し、取組の趣旨を踏まえ、複数の関係機関による緊密な連携による援助が必要と福祉事務所が判断した被保護者とするについてどう考えるか。
- 計画の作成や会議の開催に当たり、事務を実施するケースワーカー等の負担についてどう考えるか。

被保護者に対する自立支援のあり方について②自立支援プログラム等の各種事業について

【現状と課題】

- 被保護者が抱える多様で複雑な課題に対応するため、平成17年より、自立支援プログラムが導入され、経済的給付に加え、福祉事務所が組織的に被保護者の自立支援を行う制度への転換を目的として各種取組が行われてきた。
- まず、生活保護制度の目的である「自立の助長」については、自立の概念として、経済的自立、日常生活自立、社会生活自立の3つに分けた上で、これら3つの自立が並列の関係にあるとともに、相互に関連するものであることが前提である。
- その上で、被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、類型ごとに自立支援の具体的な内容と手順を定めた個別支援プログラムとして盛り込み、その中から必要なプログラムを本人同意の上で決定し、更に、他法他施策や関係機関の積極的活用等実施体制の充実を図ることにより、被保護者が自らの自立のために行う活動を組織的に支援するものであった。
- 平成25年の法改正により被保護者就労支援事業が法定化されたことに始まり、その後、被保護者就労準備支援事業や被保護者家計相談支援事業（現：家計改善支援事業）が予算事業化され、更に平成30年の法改正により被保護者健康管理支援事業が法定化された。現在、福祉事務所では、これらの事業を活用した上で自立支援の取組が行われてきている。
- 現状、各自治体で策定している自立支援プログラムについて、一部の自治体では、経済的自立のみならず、日常生活自立や社会生活自立の観点から、支援対象者の多様な属性に応じたきめ細かな取組が行われているところもある。その一方で、全体としてみると、就労など経済的自立に関するプログラムが多くを占めており、日常生活自立や社会生活自立に関するプログラムを策定している自治体や策定プログラム数は、相対的に少ない状況にある。

【考え方】

- 自立支援プログラムにおける経済的自立、日常生活自立、社会生活自立の3つの自立の概念について、現状を踏まえ、今一度、考え方を明らかにする必要があるのではないか。
- 特に、日常生活自立や社会生活自立に関しては、プログラムを策定している自治体や策定プログラム数を増加させるなど、被保護者への支援の充実を図る必要があるのではないか。

【論点】

- 3つの自立の概念について、改めて趣旨を明らかにした上で、日常生活自立や社会生活自立を中心に、自立支援プログラムを活用した自立支援の取組を促すことについてどう考えるか。
- さらに、被保護者就労準備支援事業や被保護者家計改善支援事業、居住不安定者等居宅生活移行支援事業について、より多くの被保護者が支援を受けられるようにする等の観点から、事業を法定化するとともに、生活困窮者自立支援制度との一体的実施を進めることについてどう考えるか。

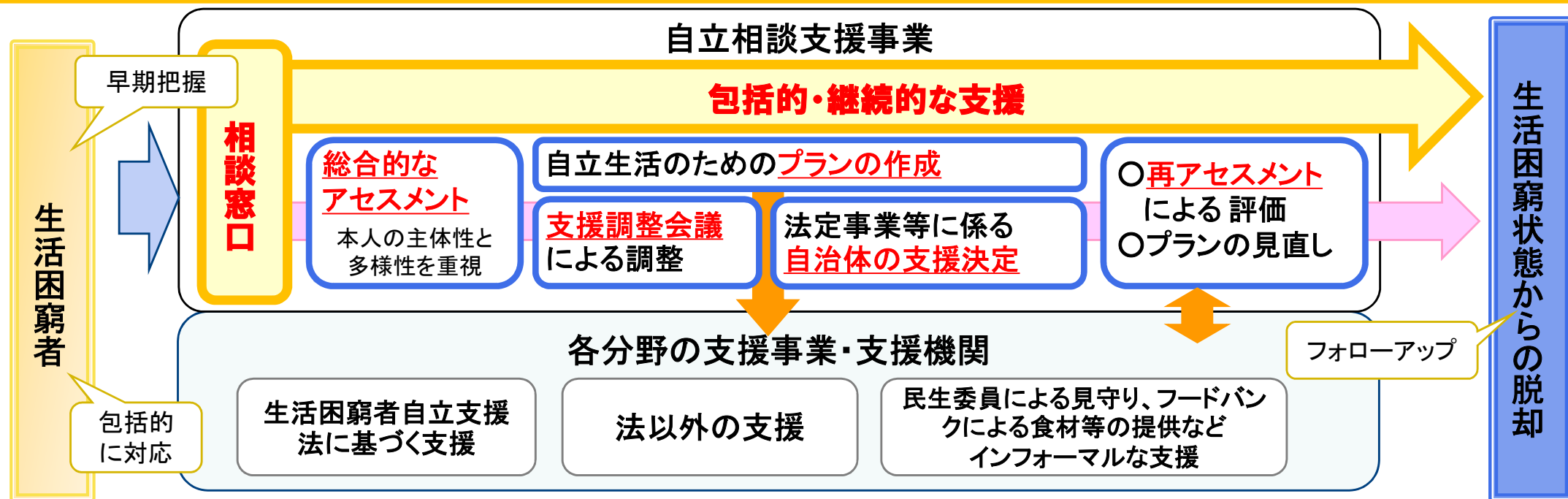
参考資料



生活困窮者自立相談支援事業について

事業の概要

- 福祉事務所設置自治体が直営又は委託により自立相談支援事業を実施。
 - ※ 委託の場合は、自治体は受託機関と連携して制度を運営。自治体は支援調整会議に参画し、支援決定を行うほか、社会資源の開発を担う。
- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
 - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析(アセスメント)し、そのニーズを把握
 - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
 - ③ 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。



期待される効果

- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。
- 生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能に。

生活困窮者に関する支援会議・支援調整会議について

- 関係機関の狭間で適切な支援が行われなかった事例の発生を防止するとともに、深刻な困窮状態にある世帯など支援を必要とする人を早期に把握し、確実に相談支援につなげるため、平成30年改正法で「支援会議」を創設。
- 一方、支援調整会議は、個々の生活困窮者の支援プランの決定等を行い、継続的な支援を行うことを目的とするものであり、目的や対象者の範囲等が異なる。

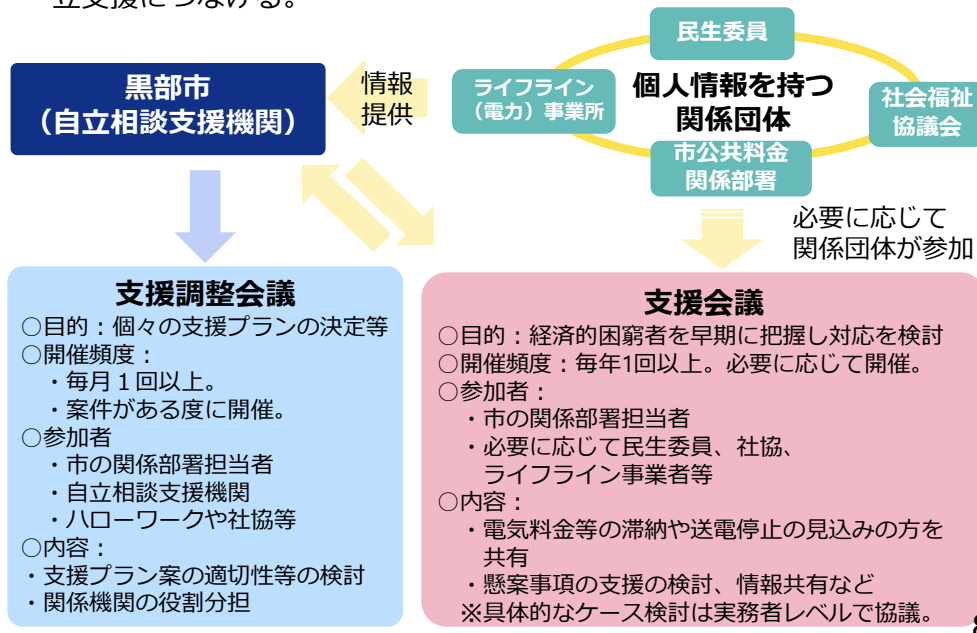
【支援会議と支援調整会議の整理】

	支援会議	支援調整会議
設置根拠	法第9条第1項	実施要綱 自治体事務マニュアル等
設置（開催）主体	福祉事務所設置自治体	主に自立相談支援機関
対象	自立相談支援機関が支援決定したケースに限らない	自立相談支援機関が支援決定したケース
関係機関との情報共有	本人の同意がなくても可能 ※支援会議における情報等の提供は、個人情報保護法や他の法令による守秘義務に違反しない。 ※第三者へ秘密を漏らした場合の罰金あり。	本人の同意が必要
主な目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関間の情報共有による、支援を必要とする人の早期把握・支援へのつなぎ ・ 地域における支援体制の検討 （取り扱う事例） <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人同意が得られず、適切な情報の共有や連携を図ることができない事案 ・ 世帯全体として、支援に当たって連携すべき関係機関・関係者の間で把握・共有されていない事案 	<ul style="list-style-type: none"> ・ プラン案の適切性の協議 ・ 支援提供者によるプランの共有 ・ プラン終結時等の評価 ・ 個々のニーズに対応する社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討

支援会議と支援調整会議の事例

富山県黒部市

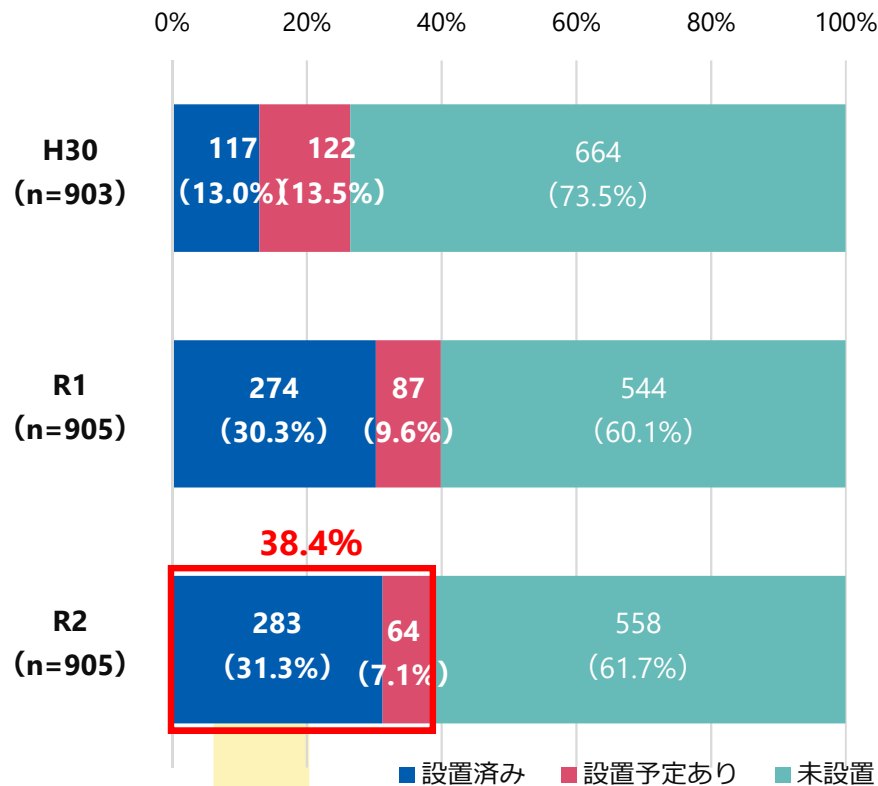
- 関係機関間の狭間で適切な支援が行われなかった事例を防止し、生活困窮者を早期に把握することを目的に、民生委員やライフライン事業者等関係団体に対して、深刻な困窮状態にある世帯を発見したり、訪問時に異常を感じた場合には、市への情報提供を求めている。
- 社会的に孤立状態等にあり、生活状況が心配な世帯については、公共料金の滞納情報や送電停止の見込み等の個人情報を支援会議を活用して関係団体に共有し、確実に相談支援につなげている。
- 自立相談支援機関での支援が必要となった場合、支援調整会議にて支援プラン案の適切性の検討、関係機関の役割分担等を行い、その後の自立支援につなげる。



関係機関間の情報共有を行う会議体（支援会議）の設置状況

- 平成30年改正で新設された支援会議については、約4割の自治体が設置済み・設置予定ありの状況であり、効果としては、関係機関間の情報共有や役割分担の促進が挙げられている。

支援会議の設置状況



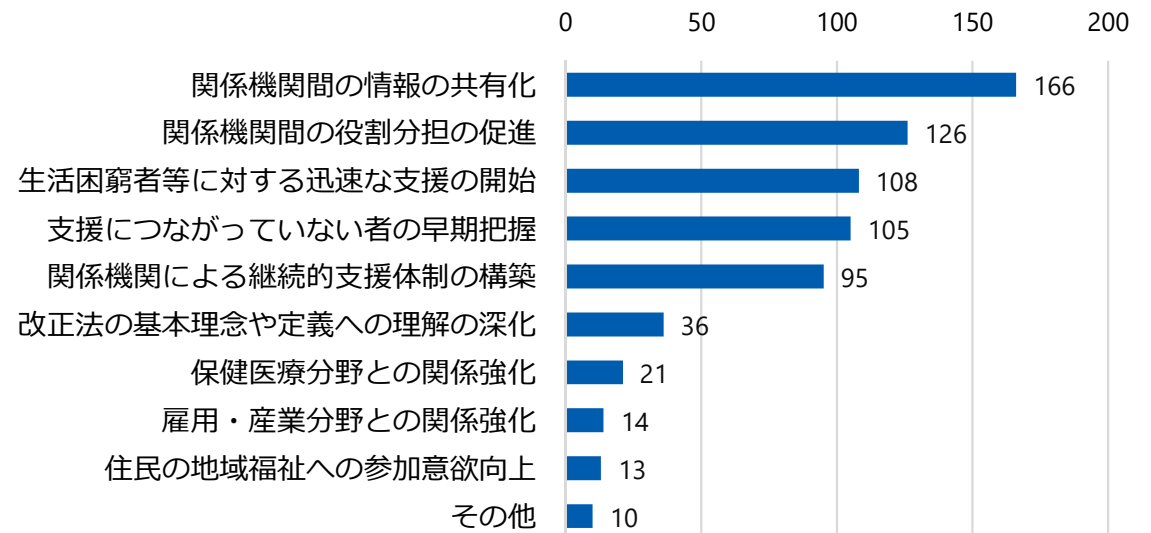
※ 各年度事業実績調査

平均実施回数：21.4回（年）

対象ケース数：2.8（1会議当たり）（n=283）

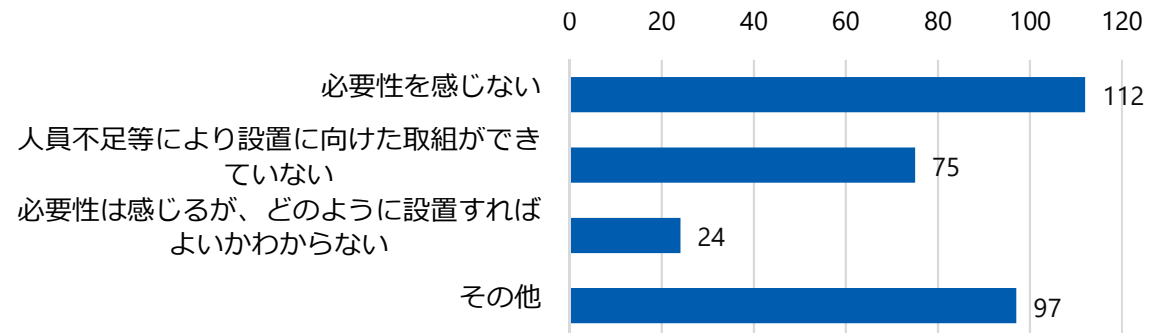
支援会議の開催による効果

(n=274)



支援会議を設置しない理由

(n=544)



※ 令和2年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の実施状況の把握・分析等に関する調査研究事業報告書」（北海道総合研究調査会）

生活困窮者自立支援の機能強化事業

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(都道府県等実施分) 62億円の内数
(令和3年度 補正予算51億円 + 令和4年度 予備費11億円)

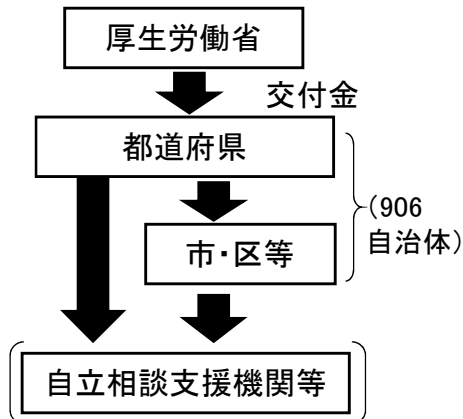
【要旨】

- 新型コロナウイルス感染症の発生を契機に、生活困窮者への支援ニーズが増大したことに加え、新たな支援層の顕在化や孤独・孤立問題の深刻化等、従来の支援ニーズよりも多様化している現状を踏まえ、民間団体独自の支援との連携や現場の職員が支援に注力できる環境整備等を図り、生活困窮者自立支援制度の機能強化を図る。

事業実施主体

都道府県・市・区等
(福祉事務所設置自治体、
906自治体)

補助の流れ



補助率

- ①～⑩ 国 3/4
- ⑪ 国 10/10

事業内容

各自治体において、次の内容など、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、生活困窮者の自立支援に関する必要な機能強化を行う。

- ① 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
- ② 自立相談支援員等の加配や、電話・メール・SNSなどの活用による等による自立相談支援体制等の強化
- ③ 自立相談支援員等が支援に注力できる環境整備や住居確保給付金の迅速な支給等の支援強化を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化
- ④ 住まいに関する相談支援体制の強化
- ⑤ 多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施
- ⑥ 各種事業や関係機関との連携強化やオンライン相談を目的としたタブレット端末等のICT整備
- ⑦ 子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の強化に係る貸出用タブレットの購入、インターネット回線の設置による遠隔地での学習支援やオンライン相談の実施等
- ⑧ 自治体の商工部門等と連携した就労支援
- ⑨ 新たな支援層への支援アプローチ手法の確立を目指した課題分析等のためのモデル的な支援の実施
- ⑩ その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施
- ⑪ **生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備**
 - ・ 地域の実情に応じた生活困窮者支援の連携体制等を検討するプラットフォームの設置
 - ・ 支援ニーズの増大に対応した地域のNPO法人等に対する活動支援

生活困窮者自立支援制度に係る委託先の選定にあたっての留意点

- 平成30年の制度見直しにおいて、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」を改正し、委託の選定にあたっては、質を踏まえた選定を行うことを留意点として示したところ。

局長通知「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」（令和3年2月1日第9版）（抜粋）

3 事業の実施

(2) 事業委託の方法

ウ 委託先の選定にあたっての留意点

事業の委託のあり方について、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書（平成29年12月15日）において、

- 法に基づく事業については、多くの事業において委託を可能としている中、施行後3年と間もない状況において、その着実な実施・浸透を図っていくためには、事業における支援の質や、積み上げてきた信頼関係の継続性の確保や、質の高い支援を行うことができる従事者の育成・確保が重要である。
- 法に基づく事業について、事業における支援の質や継続性の観点から、マニュアルの改正等により、自治体に対して、その委託にあたっての留意点等を示すべきである。

とされている。

これを踏まえ、委託先の選定にあたっての留意点を以下のとおり示すので、今後の法に基づく事業の委託先の選定にあたっての仕様書及び選定方法等を作成する際の参考とされたい。

- ・ 委託先の選定等に当たっては、**事業の質の維持の観点**から、これまでの事業の評価結果を踏まえたものであること
- ・ また、事業の内容に着目した選定が望ましいこと
- ・ さらに、**事業を利用する方の視点**も踏まえた選定が望ましいこと
- ・ 自治体の契約のルールも踏まえつつ、**事業の継続性の観点**にも留意すること
- ・ また、制度の着実な実施・浸透を図っていくためには、**従事者の質的・量的確保を配慮した視点**も重要であること
- ・ 委託先の選定にあたっては、**事業の内容を中心とした総合的な評価**を行うことが事業の質の維持等の観点から適切であり、**価格のみの評価を行うことはその観点から必ずしも適切でないこと**

生活保護受給者に対する「自立支援プログラム」について

背景

○ 生活保護制度の目的

- ・ 最低生活の保障（保護費の支給）
- ・ **自立の助長**

○ 生活保護における自立の概念

- ・ 経済的自立 → 就労 等
- ・ 日常生活自立 → 入院から在宅復帰 等
- ・ 社会生活自立 → ひきこもり防止、社会参加 等

○ 自立支援プログラム導入の背景

- ・ 被保護者の抱える問題の多様化、被保護世帯数の増加
- ・ 生活保護担当職員の不足と経験不足

自立支援プログラムの導入(平成17年度～)

○ 経済的給付に加え、福祉事務所が組織的に被保護者の自立支援を行う制度への転換を目的

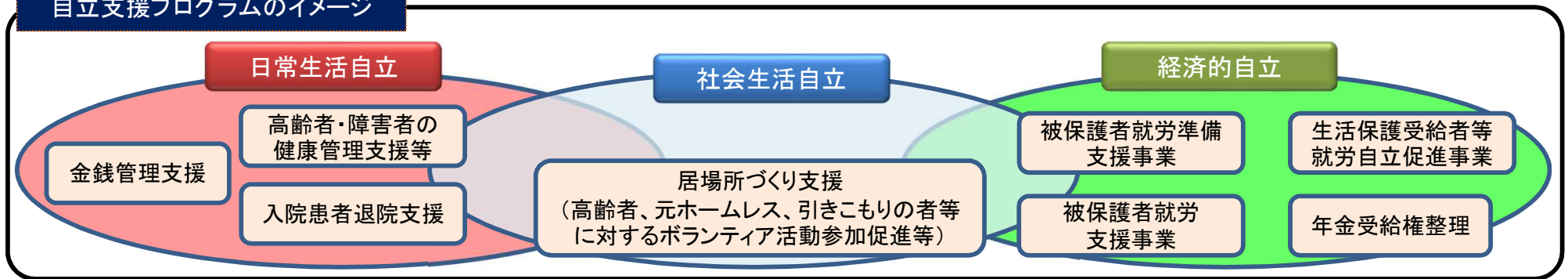
概要

- 実施機関は、管内の被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、自立支援の具体的内容と手順を定めた自立支援プログラムを類型毎に策定
- 様々なプログラムの中から、個々の被保護者に必要なプログラムを本人同意の上決定し、労働部局、医療・福祉施設、NPO等の関係機関と連携し、被保護者が自らの自立のため行う活動を組織的に支援

自立の概念

- ・ 経済的自立: 就労による経済的自立等
(例) 稼働能力を有する者⇒就労に向けた具体的取組を支援し、就労を実現するプログラム
- ・ 日常生活自立: 身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送ること
(例) 精神障害者⇒長期入院を防止・解消し、居宅生活の復帰・維持を目指すプログラム
- ・ 社会生活自立: 社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送ること
(例) 高齢者⇒傷病や閉じこもりを防止し、社会貢献活動の参加等により健康的な自立生活を維持するプログラム

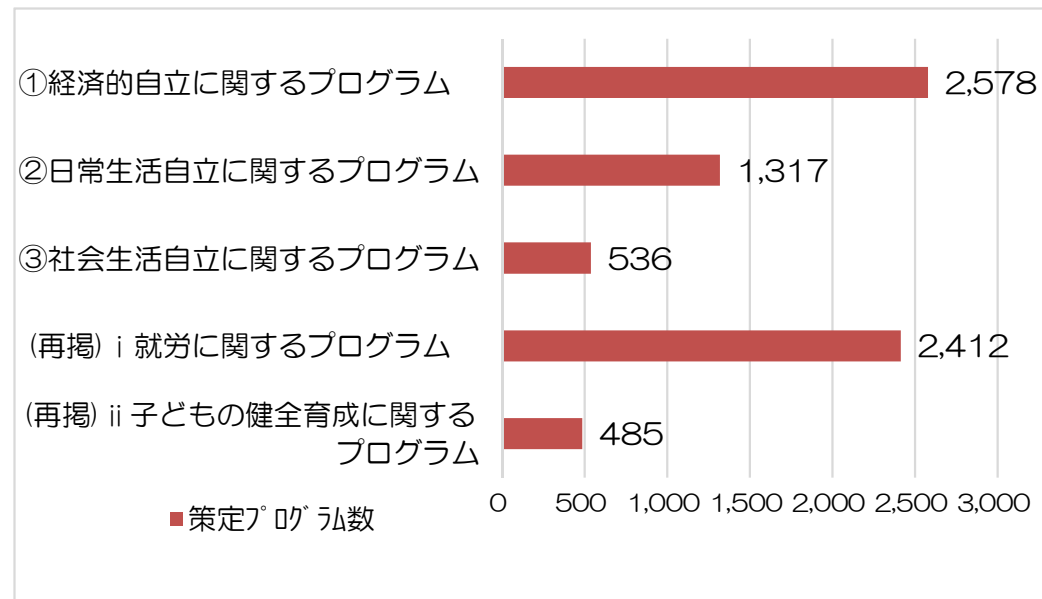
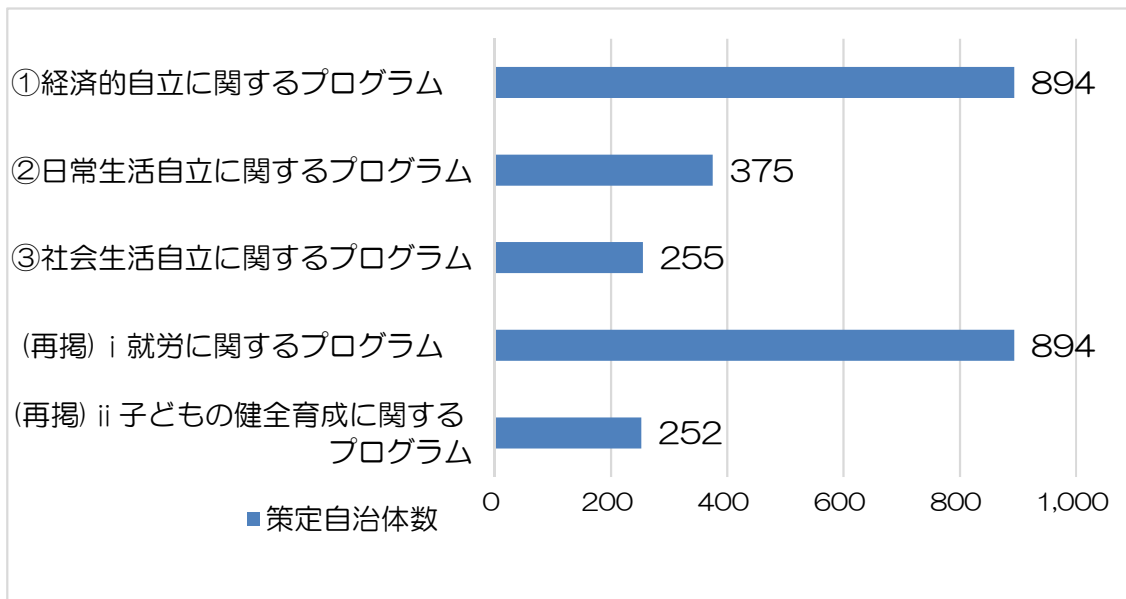
自立支援プログラムのイメージ



自立支援プログラム策定率（令和2年度実績）

- 自立支援プログラムは、福祉事務所設置自治体の895自治体（98.9%）で策定している。
- そのうち、経済的自立に関するプログラムを策定している自治体数及び策定プログラム数は894自治体（全福祉事務所（905自治体）に占める割合98.8%、2,578プログラムとなっている一方で、日常生活自立・社会生活自立に関するプログラムを策定している自治体数及び策定プログラム数は経済的自立に関するものと比べ少ない状況。

自立支援プログラム等の取組状況調査（令和2年度実績）



	策定自治体数(a)	策定プログラム数	策定率(a/905)	参加者数(ア)	達成者数(イ)	達成率(イ/ア)
①経済的自立に関するプログラム	894	2,578	98.8%	257,569	96,248	37.4%
②日常生活自立に関するプログラム	375	1,317	41.4%	239,359	96,633	40.4%
③社会生活自立に関するプログラム	255	536	28.2%	44,355	30,517	68.8%
(再掲) i 就労に関するプログラム	894	2,412	98.8%	169,558	71,710	42.3%
(再掲) ii 子どもの健全育成に関するプログラム	252	485	27.8%	36,340	24,355	67.0%

①経済的自立に関するプログラム
「生活保護受給者等就労自立促進事業」を活用して行うものを除く、経済的自立に関するプログラムの合計

②日常生活自立に関するプログラム
日常生活自立に関するプログラムの合計

③社会生活自立に関するプログラム
社会生活自立に関するプログラムの合計

(再掲) i 就労に関するプログラム
「被保護者就労支援事業」を活用して就労支援を行うもの、「被保護者就労準備支援事業」を活用して就労支援を行うもの、上記以外の事業を活用して就労支援を行うもの、査察指導員・ケースワーカーのみで就労支援を行うもの、資格取得に関して支援を行うものの合計

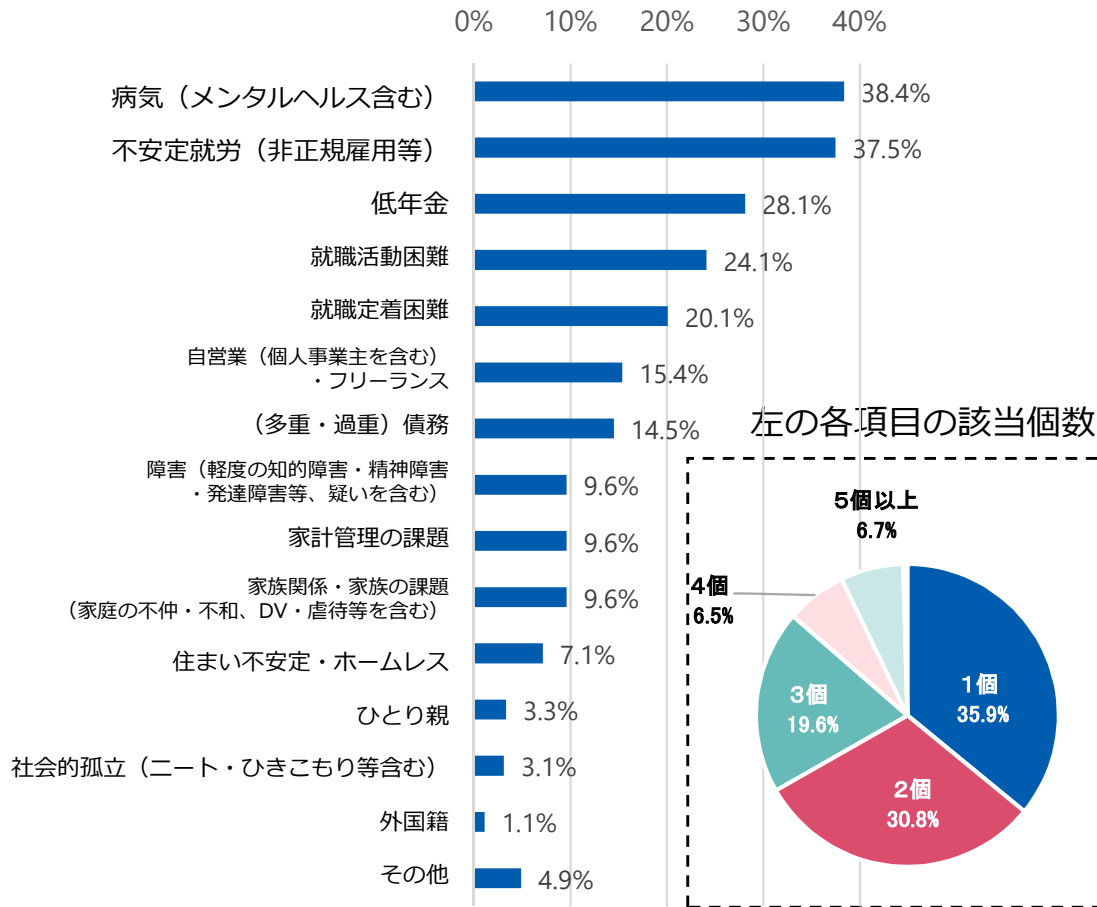
(再掲) ii 子どもの健全育成に関するプログラム
母子世帯の日常生活を支援するもの、引きこもりの者や不登校児に対して支援を行うもの、「子どもの学習・生活支援事業」を活用して支援を行うもの、(学習・生活支援事業の活用以外で)中学生の高等学校等への進学、高校生の在学継続など、児童・生徒等に対して支援を行うものの合計

被保護世帯が抱える課題

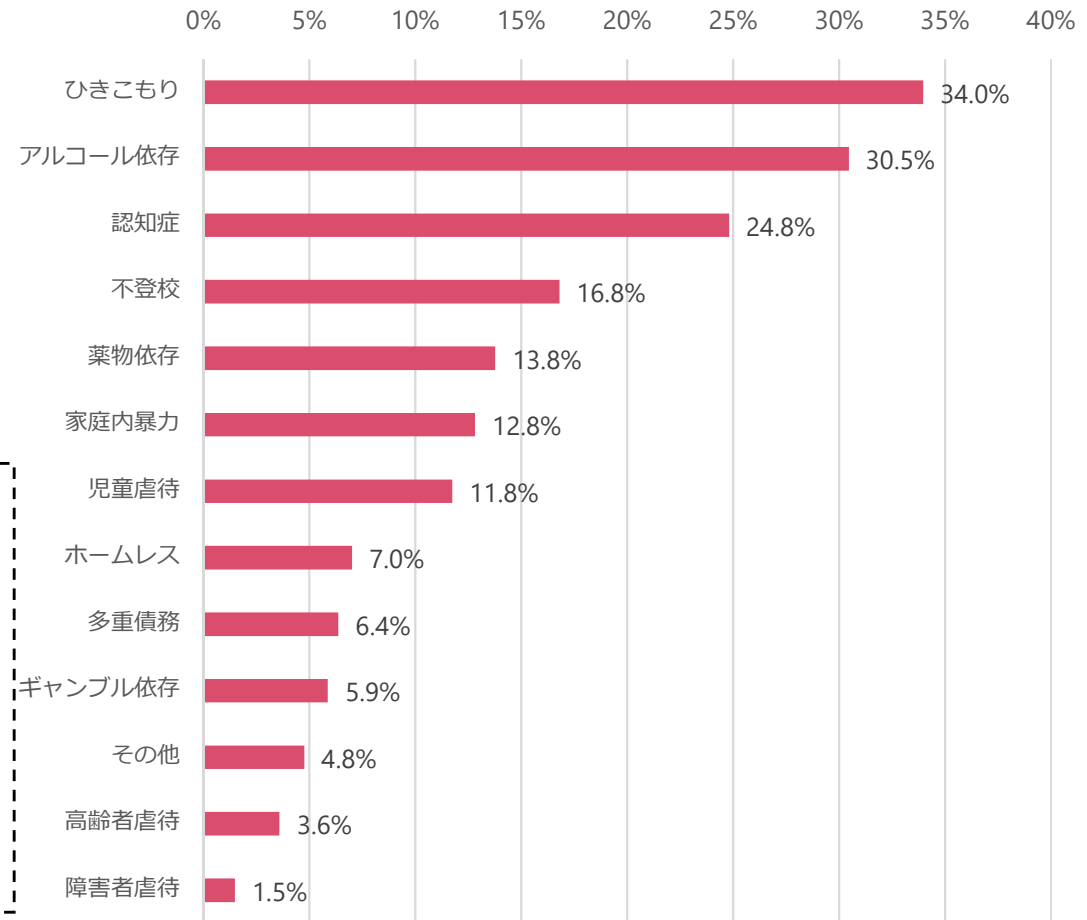
(1.福祉事務所へのアンケート、2.ケースワーカーへのアンケート)

被保護世帯の抱える課題は多岐にわたり、複数の課題を抱える世帯も多い。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により生活保護の申請につながった代表的なケースの特徴 (回答のあった448例について集計)



2. 担当経験があり、支援に困難さを感じたケースの割合



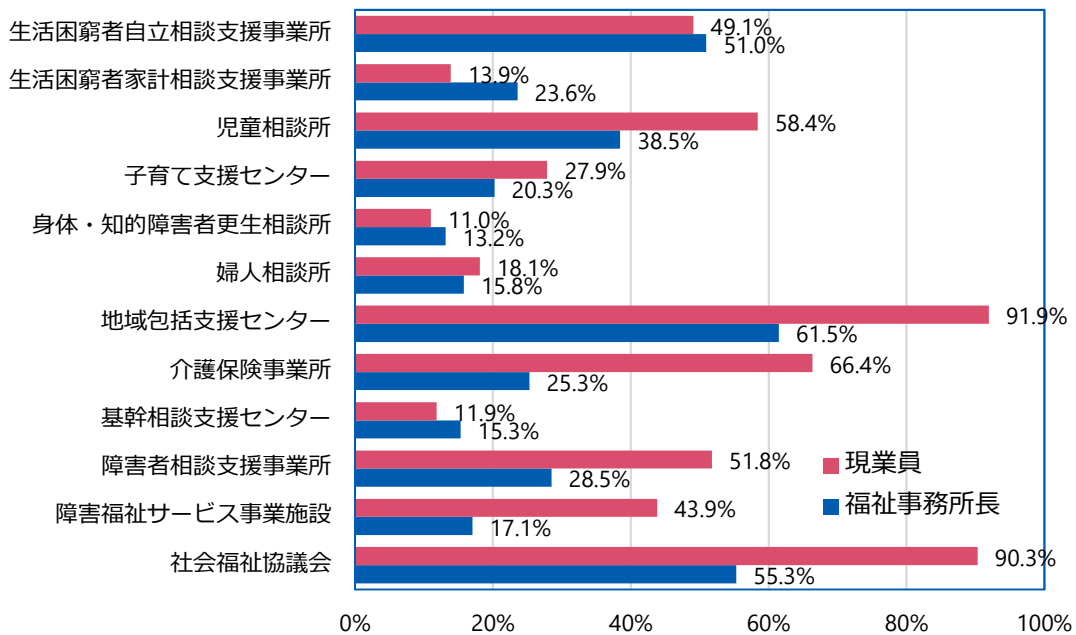
※1. 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査 (北海道総合研究調査会) 福祉事務所に対し、新型コロナウイルス感染症の影響により生活保護の申請につながった代表的なケースをイメージして1事例を選んでいただき、調査票への回答を依頼。「相談者の特徴 (家族が抱える (世帯としての) 特徴含む)」として、あてはまるもの全てを選択する形式で回答。

※2. 平成29年度社会福祉推進事業「自治体の社会福祉行政職員の業務や役割及び組織体制等の実態に関する調査研究事業」(一般財団法人日本総合研究所) 報告書より、ケースワーカーにアンケート調査を実施。

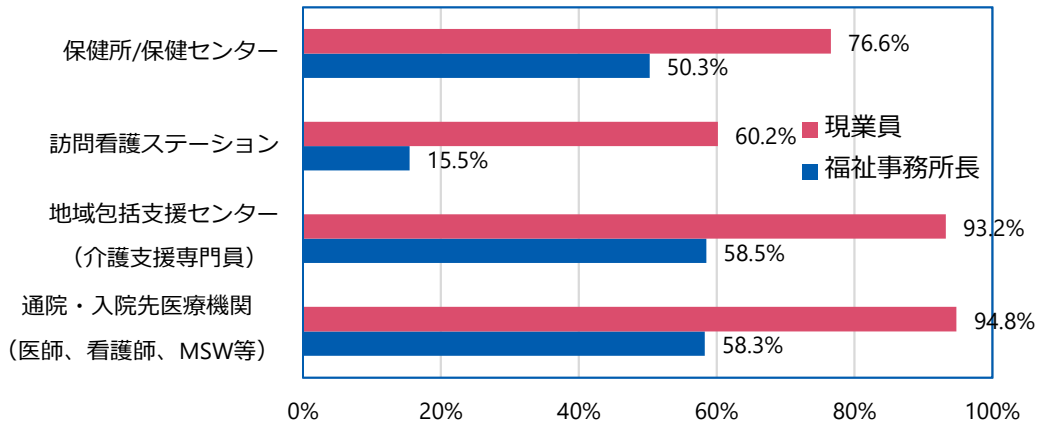
福祉事務所と自立相談支援機関等の関係機関との連携状況 (ケースワーカー、福祉事務所長へのアンケート)

ケースワーカーが連携したことがある主な機関・団体等として、地域包括支援センターや、社会福祉協議会、通院・入院先医療機関、ハローワーク、民生委員・児童委員等が挙げられている。

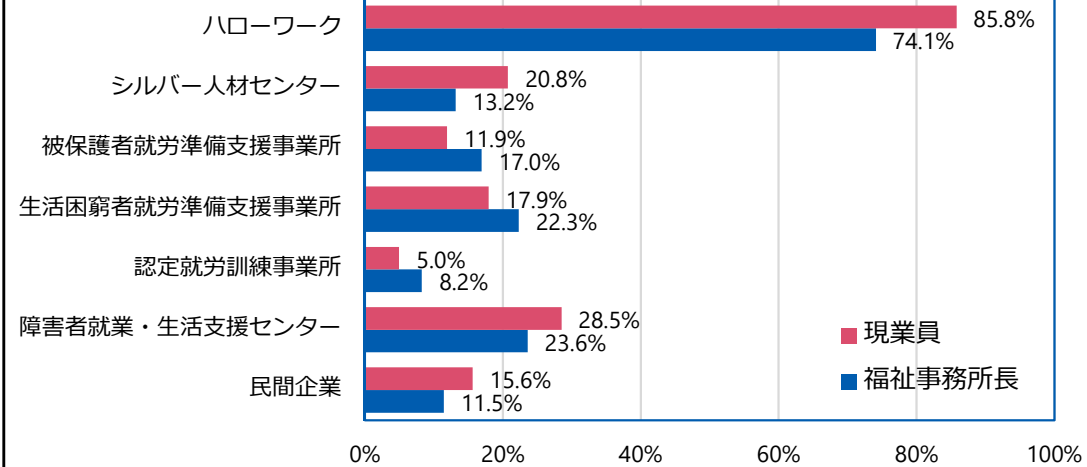
①福祉各法担当機関



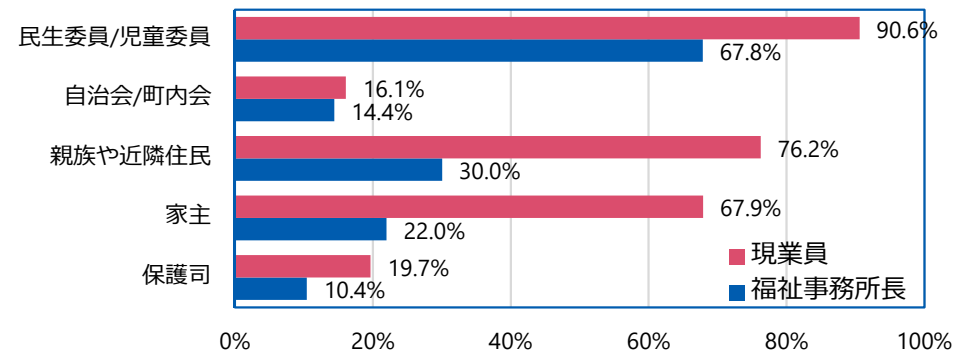
②保健・医療機関



③就労関連機関



④地域



現業員：連携したことがある機関・団体等 (n=2,620)

福祉事務所長：連携・協働関係が必要な団体等 (n=873)

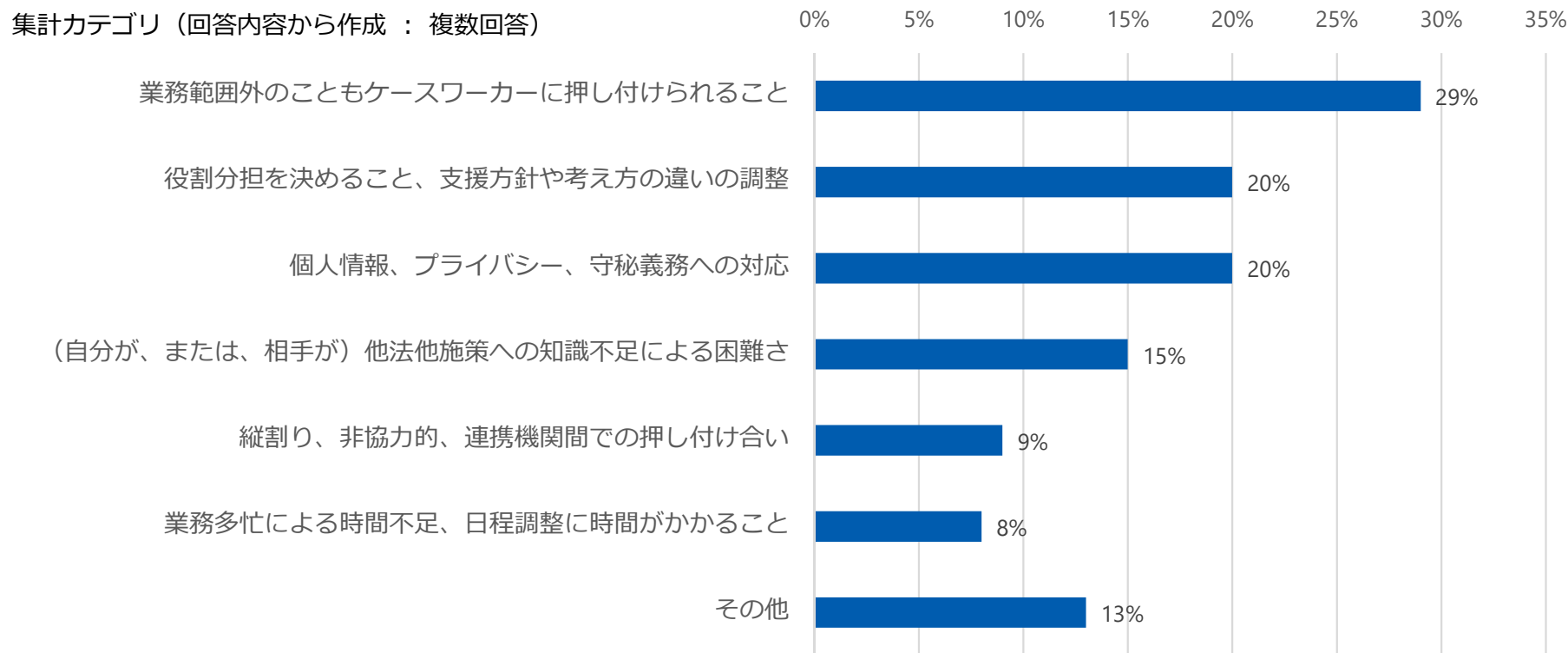
※ 平成29年度社会福祉推進事業「自治体の社会福祉行政職員の業務や役割及び組織体制等の実態に関する調査研究事業」(日本総合研究所) 報告書より抜粋

関係機関との連携にあたっての課題

(平成29年度社会福祉推進事業「自治体の社会福祉行政職員の業務や役割及び組織体制等の実態に関する調査研究事業」報告書)

関係機関と連携する上では、「業務範囲外のことでもケースワーカーに押し付けられる」ことや「役割分担、支援方針の考え方や違いの調整」が必要になること、「個人情報、プライバシー、守秘義務への対応」が必要になること、「連携機関間での押し付け合いになる」等の課題があることが指摘されている。

関係機関との連携にあたっての課題 (n=976)



※ 平成29年度社会福祉推進事業「自治体の社会福祉行政職員の業務や役割及び組織体制等の実態に関する調査研究事業」(一般財団法人日本総合研究所) 報告書より

※ 全国の福祉事務所の現業員(各福祉事務所ごと3名ずつ)を対象に、アンケート調査を実施。

「他機関・団体等との連携を行う上で困難さを感じるがあれば、下欄にご記入ください」という質問項目についての回答内容をカテゴリ化し集計(複数回答)。